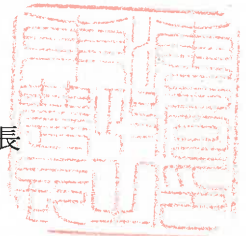


機密性 2 B

補助事業担当者限り
27海整第211号
平成27年4月20日

岐 阜 県 知 事 殿

東海農政局長



補助金交付要綱の一部改正について

このことについて、別添（写）のとおり農林水産事務次官から依命通知があったので、御了知願います。

なお、今後とも本事業の円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いします。

問い合わせ先

東海農政局整備部防災課

経理係 西川

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2

電話 052-223-4640 (ダイヤルイン)

052-201-7271 (内線 2674)

FAX 052-219-2667



26農振第2234号
平成27年4月9日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

補助金交付要綱の一部改正について

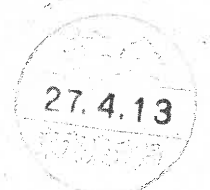
下記の補助金交付要綱が改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から通知願いたい。

以上、命により通知する。

記

- 1 農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改 D 第284号
農林水産事務次官依命通知）
- 2 激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱（昭和48年3月12日付48構改 D 第59号
農林水産事務次官依命通知）



改 正 後	現 行
<p>第1～第8 [略]</p> <p>第9 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第8までの規定に準ずる条件を付さなければならぬ。</p> <p>また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならぬ。</p> <p>(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を送行するため、売買、請負その他の契約を結ぶ場合には、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約を結ぶことができる。</p> <p>(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙の様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p>	<p>第1～第8 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>別紙様式第1号 ～ 別紙様式第3号 [略]</p> <p>別紙様式(第9関係)</p> <p>[間接補助事業者] 殿</p> <p>契約に係る指名停止に関する申立書</p> <p>年 月 日</p> <p>所 在 地 商号又は名称 代 表 者 印</p> <p>当社は、貴殿発注の○○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○○契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。</p> <p>また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注1) ○○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。</p> <p>(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産省技術会議事務局競渡事務所をいう。</p> <p>ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。</p>	<p>別紙様式第1号(第3関係) ～ 別紙様式第5号(第9関係) [略]</p> <p>[新設]</p>

○ 激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱（昭和48年3月12日付48構改D第59号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第6 [略]</p> <p>第7 <u>都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第5及び第6の規定に準ずる条件を付さなければならぬ。</u> <u>また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならぬ。</u> <u>(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をす</u> <u>る場合には、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、間接補助事業の運営</u> <u>上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又</u> <u>は随意契約をすることができ。</u> <u>(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一</u> <u>般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする</u> <u>者に対し、別紙の様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書</u> <u>の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならぬ。</u></p>	<p>第1～第6 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>
<p>別記様式第1号～別記様式第3号 [略]</p> <p>別紙様式(第7関係)</p> <p><u>[間接補助事業者] 殿</u></p> <p>契約に係る指名停止に関する申立書</p> <p>年 月 日</p> <p>所 在 地 商号又は名称 代 表 者 印</p> <p>当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注1) ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。 (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局茨波事務所をいう。 ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。</p>	<p>別記様式第1号～別記様式第3号 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>